社会福祉法人○○会　積立資産管理規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人○○会（以下「当法人」という。）の長期的に安定した経営を確保するための活動基盤の維持及び不時の支出に備えるため、将来発生が見込まれる経費を当法人の資金として積立て、その管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（積立資産の種類）

第２条　積立資産の種類は、次のとおりとする。

　（１）人件費積立資産

　　　　　職員の給与及び賃金等、施設運営における職員の処遇に必要な経費など、人件費の類に充てる資金

　（２）修繕積立資産

　　　　建物及び建物附属設備又は機械器具等備品の修繕に充てる資金

　（３）備品等購入積立資産

　　業務省力化機器、施設経営上効果のある物品の購入に充てる資金

（４）施設整備等積立資産　（注）保育所は、「保育所施設・設備整備積立資産」

　　建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善、業務省力化機器等の物品または備品等の購入・更新、増改築に伴う土地取得等に必要な経費に充てる資金

　（５）工賃変動積立資産　（注）就労支援事業を経営する法人のみ

　　　　　一定の工賃水準を利用者に保障するため、過去３年間の最低工賃（天災により工賃が大幅に減少した年度を除く。）を下回った年度において、工賃の補填に充てる資金

　（６）○○基金積立資産

　　　　　使途・目的が明確に特定されている寄附者からの寄附金で、その目的・使途の経費に充てる資金

（積立額）

第３条　前条の積立資産に積立てる額は、剰余資金及びその他の収入または寄附金のうち、毎年度の予算で定める額とする。

２　各積立資産の総額は、理事会において定めた額を上限とし、その額を積立資産使用計画書（別紙）に示すものとする。

（積立資産の管理）

第４条　積立資産の管理は、金融機関への預金、その他最も安全かつ有利な方法により保管するものとする。

（益金の処理）

第５条　積立資産から生じた益金（利息等）は、当該拠点区分の収入に計上し、施設運営の経費に充てることができる。

（積立資産の処分）

第６条　第１条の目的を達成するため、第２条各号に掲げるそれぞれの目的により、積立資産の一部または全部を取崩すことができる。

２　当法人の経営上やむを得ない理由により、第２条各号に掲げるそれぞれの目的以外の理由により積立資産の一部または全部を取崩したい場合は、理事会及び評議員会において、使用目的、取崩額、取崩時期等を十分審査し、理事会及び評議員会の承認を経なければならない。

３　前項による積立資産の一部または全部を取崩す場合において、法令等の規定により、事前に文書協議等を必要としている場合は、当該協議を必要としている機関の指示に従い、その機関の承認後に処分をするものとする。

（報　告）

第７条　理事長は、会計年度ごとに積立資産の管理状況について、理事会及び評議員会で報告しなければならない。

（委　任）

第８条　この規程に定めるもののほか、積立資産の管理について必要な事項は、理事長が別に定める。

　附　則

　この規程は、令和○○年○○月○○日から施行する。

別紙（第３条関係）

人件費積立資産使用計画書

|  |  |
| --- | --- |
| **積立上限額** |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |
| ② | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |
| ③ | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |
| ④ | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |

※　給与規程、職員研修など人材養成や人事管理を考慮し、計画を作成すること。

修繕積立資産使用計画書

|  |  |
| --- | --- |
| **積立上限額** |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |
| ② | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |
| ③ | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |
| ④ | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |

※　建物及び建物附属設備の各所修繕など、経年劣化等による修繕費の発生が見込まれる時期を考慮し、計画を作成すること。

備品等購入積立資産使用計画書

|  |  |
| --- | --- |
| **積立上限額** |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |
| ② | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |
| ③ | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |
| ④ | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |

※　経年劣化による買換え、または業務省力化による新規購入などを考慮し、計画を作成すること。

施設整備等積立資産使用計画書

|  |  |
| --- | --- |
| **積立上限額** |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |
| ② | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |
| ③ | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |
| ④ | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |

※　建物及び建物附属設備の各所修繕など、経年劣化等による修繕費の発生が見込まれる時期を考慮し、計画を作成すること。

※　業務省力化機器をはじめ、施設運営・経営上効果のある物品等の購入・更新の発生が見込まれる時期を考慮し、計画を作成すること。

工賃変動積立資産使用計画書

|  |  |
| --- | --- |
| **積立上限額** |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |
| ② | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |
| ③ | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |
| ④ | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |

※　積立額の上限　：過去３年間の平均工賃の５０％以内

※　各年度の積立額：過去３年間の平均工賃の１０％以内

○○基金積立資産使用計画書

|  |  |
| --- | --- |
| **積立上限額** |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |
| ② | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |
| ③ | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |
| ④ | 使途 |  |
| 使用計画 |  |
| 使用予定時期 |  |
| 使用予定額 |  |

※寄附の使途・目的ごとに作成すること。

※社会福祉充実残額の算定にあたり、控除対象財産となる。